

国勢調査の調査区の設定の基準等に関する省令（昭和 55 年総理府令第 24 号）抄

（調査区の設定の基準）

- 第 1 条 国勢調査令（以下「令」という。）第 8 条第 1 項の規定による調査区の設定は、市町村の区域を一般調査区、特別調査区又は水面調査区のいずれかに区分して行うものとする。
- 2 一般調査区は、総務大臣の定める方法により、次項各号及び第 4 項各号に掲げる区域以外の区域を当該区域内に居住する世帯の数がおおむね 50 世帯になるように区分して設定するものとする。
- 3 特別調査区は、総務大臣の定める方法により、次に掲げる区域を区分して設定するものとする。
- 一 相当規模の山林、原野等の区域で居住者の存しないもの又は著しく少ないもの
 - 二 工場、教育文化施設、交通施設その他人の居住の用に供されない施設で相当規模のもの存する区域
 - 三 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 38 条第 2 項に規定する救護施設及び同条第 3 項に規定する更生施設、病院（おおむね患者 200 人以上の収容施設を有するものに限る。）、刑務所、自衛隊の営舎その他これらに類する施設の存する区域
 - 四 おおむね 50 人以上の単身者が居住している寄宿舍、寮等の存する区域
- 4 水面調査区は、総務大臣の定める方法により、次に掲げる区域を区分して設定するものとする。
- 一 港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 2 項に規定する国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾の同条第三項に規定する港湾区域
 - 二 港湾法第 2 条第 2 項に規定する地方港湾の同条第 3 項に規定する港湾区域又は漁港漁場整備法（昭和 25 年法律第 137 号）第 2 条に規定する漁港の水域（前号の国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾に指定されている漁港の水域にあつては港湾区域に該当する水域を除いた水域）で居住者の存するもの
 - 三 河川又は運河の河口及びその周辺水域で居住者の存するもの（前 2 号に該当するものを除く。）

（指定都市における調査区の設定）

- 第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市（以下「指定都市」という。）における調査区の設定は、当該指定都市の区の区域を区分して、前条に規定する基準により行うものとする。

（調査区の修正の事由）

- 第 3 条 令第 8 条第 2 項の総務省令で定める事由は、次に掲げるものとする。
- 一 指定都市の区の区域の変更
 - 二 調査区内の世帯数の著しい増加又は減少
 - 三 災害の発生、都市計画事業の施行等による調査区内の土地の区画形質の著しい変更
 - 四 第 1 条第 3 項第 2 号から第 4 号までに掲げる施設、令第 12 条の 3 第 1 号に掲げる施設等の設置、除却又は用途の変更
 - 五 第 1 条第 4 項第 1 号及び第 2 号に掲げる港湾区域又は同項第 2 号に掲げる漁港の水域の変更

(調査区地図等の作成及び提出)

第4条 市町村長は、令第3条第1項の規定により調査区を設定したときは、調査区地図、調査区一覧表その他の調査区関係書類を作成し、都道府県知事に対しその定める期限までに提出しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定により提出された調査区地図、調査区一覧表その他の調査区関係書類を審査し、総務大臣に対しその定める期限までに提出しなければならない。

3 前2項の規定は、令第8条第2項の規定により調査区を修正した場合について準用する。この場合において、これらの規定中「その定める期限までに」とあるのは、「速やかに」と読み替えるものとする。

《以下略》